

重 度 ・ 重 複 障 害

1 重度・重複障害児とは

重度・重複障害児とは、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害（視覚障害，聴覚障害，知的障害，肢体自由，病弱）を二つ以上併せ有する者のほかに，発達の側面からみて，「知的発達が著しく，ほとんど言語をもたず，自他の意思の交換及び環境への適応が著しく困難であって，日常生活において常時介護を必要とする程度の者」，行動的側面からみて，「破壊的行動，多動傾向，異常な習慣，自傷行為，自閉症その他の問題行動が著しく，常時介護を必要とする程度の者」をいう。

（特殊教育の改善に関する調査研究会『重度・重複障害児に対する学校教育の在り方について』昭和50年から引用）

2 重度・重複障害児への教育的対応

重度・重複障害児の多くは，通学して教育を受けているが，健康上の理由等により通学が困難な場合には，家庭や施設などに教師を派遣して訪問教育が行われている。総じて，けいれん，呼吸管理，骨折や過剰な筋緊張など，突発的な事故に対する配慮が必要な児童生徒が多く，中には日常的に医療的なケアを必要とする児童生徒もいるために，疾病の状態や緊急時の対応などについては，熟知しておく必要がある。

また，重度・重複障害児に対する指導の成果を高めるためには，養育に当たる家庭や施設などでも支援の手続き等を理解し継続してもらう必要があり，関係者との連携は不可欠になる。連携に当たっては，実態のとらえ方，指導の方針，指導内容・方法などについては，保護者等と十分に共通理解することが必要である。

3 情報収集及び実態把握の視点

（1）医学的診断や所見，家庭等の生活の様子

- ア 障害の診断名，原因は何か。
- イ 重複している障害はないか。あるとすれば，どのような障害か。
- ウ 治療の状況や訓練の経緯をたどってきたか。
- エ 常時服用している薬の名称と投与時刻，副作用等はないか。
- オ 股関節脱きゅうや側わんなど，身体に接触する際に留意することはないか。
- カ 生活リズムは整っているか。
- キ 自分で食事や排せつができるか。できるとすれば，どの程度可能か。
- ク 指導場面で生かすことのできる内容はないか。

（2）人や物，事柄に対するかかわり

- ア 自ら興味・関心をもって働き掛ける対象や状況にはどのようなものがあるか。

イ 教師からの働き掛けに対して応答することができるか。

(3) 環境の把握の状態

ア 有効に活用できる感覚器官には何があるか。

イ 粗大な動きや微細な動きはどうなっているか。

(4) 身体の動きの状態

ア 姿勢の保持や変換はどのような状況で可能か。

イ 日常生活基本動作は何が可能で、何が困難か。

4 具体的な援助のポイント

(1) 児童生徒の受け入れやすい、楽しめる活動を設定する。

(2) 児童生徒が活動を起こしやすいように、教材・教具、児童生徒の姿勢、かかわり手の位置などの状況を整える。

(3) 児童生徒の動きを誘う場合、教師がやって見せる、言葉で誘う、身体に軽く触れて誘うなどに努める。

(4) 児童生徒の自発的な動きに対して、教師が言葉や身振り、実物、写真、絵などの提示でこたえる。

(5) 児童生徒を見守り、自発的行動が発現するまで待つ。

(6) 児童生徒のわずかな動きの背景にある意思を、かかわり手が読み取って対応したり、言葉や身振り、表情等で代弁したりする。

(7) 児童生徒が関心を示した事物は、いつでもすぐに取り出せる場所に保管したり、写真や絵にしたりする。

(8) 児童生徒の意思を尊重し、「やりたくない」、「終わりたい」などの様子がかげえたら、活動をいつでも中止できるような関係に発展させる。

(9) 重度・重複障害の児童生徒の指導に当たっては、健康管理と事故防止が学習活動の前提条件であり、毎日の健康状態を入念に行うとともに、どのような場面で事故等の危険が予測されるかを特定しておく。

(10) 医療的なケアを必要とする児童生徒を含め、児童生徒たちの健康管理については、養護教諭や学校医、主治医と十分に連絡を取り合い、実態把握や対応について共通理解を図る。

(11) 保護者に福祉制度の利用を積極的に勧める。